

東京都市計画特別用途地区の変更（足立区決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

面積欄の（ ）内は変更前を示す。

種 類	面 積	備 考
特 別 工 業 地 区	約 ha 339.7 (337.8)	足立区特別工業地区建築条例（平成 15 年条例第 37 号） 〔規制の概要〕 ・住宅の混在率の高い準工業地域において、居住環境の保全及び中小工場の保護を図るため、工場の用途及び規模による規制並びに風俗営業関連施設の規制を行う。
合 計	約 ha 339.7 (337.8)	

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理 由：西新井公園周辺地区地区計画の決定に伴い、土地利用上の観点から検討した結果、特別用途地区を変更する。